

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 園芸福祉サポーター実践活動促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 花き係 電話番号：058-272-1111 (内 2865)

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,860 千円 (前年度予算額： 1,803 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,803	767	0	0	0	0	0	0	1,036
要求額	1,860	767	0	0	0	0	0	0	1,093
決定額	1,860	767	0	0	0	0	0	0	1,093

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成 14 年度から平成 22 年度まで園芸福祉サポーター養成講座を開催 (累計 588 名認定)。平成 27 年 11 月に清流の国ぎふ花き振興計画が策定され、園芸福祉の推進が施策の柱のひとつとして位置づけられた。
- 心身の健康の増進などの花きの効果効用が注目され、福祉施設、病院等で園芸福祉活動が拡大しつつあり、新たに取り組もうとする施設で園芸の専門的知識を持ち、活動の補助を行う園芸福祉サポーターが必要となっている。
- 住民活動としての園芸福祉の定着に向け、市町村、福祉施設、病院等の連携促進及びサポーター間の連携強化を図り、活動を拡大する必要がある。
- 園芸福祉活動の活性化のため、若い世代への活動の参画を促す必要がある。
- 特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会支部間のネットワーク強化及び情報の共有化を図るとともに、サポーターの資質向上、園芸福祉活動の充実等を推進する必要がある。

(2) 事業内容

- 園芸福祉サポーターの認定

- ・園芸福祉サポーター養成講座に従来の講座とは別に、学生用の養成講座を実施し、新たな人材を育成。
 - ・園芸福祉サポーターを広くPRするとともに、新たに園芸福祉に取り組む福祉施設等を開拓。
- 園芸福祉サポーターの活動支援
- ・サポーターの資質向上を目的とした研修会の開催（各圏域1回）。
 - ・園芸福祉活動を希望する施設の調査を実施し、各支部、地域活動とのマッチングを行う。

（3）県負担・補助率の考え方

園芸福祉の推進は県の条例に位置付けられているため、県が負担することが妥当である。

（4）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	39	養成講座講師謝金
旅費	130	講師旅費費用弁償
消耗品費	100	事務消耗品等
役務費	41	通信運搬費
使用料	16	養成講座会場にかかる費用（花フェスタ入園料）
委託費	1,534	園芸福祉サポーター養成講座、マッチング等活動促進業務
合計	1,860	

決定額の考え方

4 参考事項

- ・令和2年9月1日現在の園芸福祉サポーター数：343名
平成28年度から令和2年度までに161名の新規園芸福祉サポーターを認定

○園芸福祉の定義

「園芸療法」と「園芸福祉」について

「園芸療法」の定義は国内・海外を問わず統一されていないのが現状であるが、一般的には「明確な治療目的を持ち、それに向かい療法士が対象者と関わ

る園芸プログラム」ととらえる場合が多い。また、近年になって、治療的性格にとどまらない広く一般の人をも含んだ園芸活動を「園芸福祉」と表現することが多くなっており、定着しつつある。

このため、医療・福祉の視点に立った治療行為としての園芸の活用を「園芸療法」ととらえ、治療行為にとどまらず、安らぎや癒しなど園芸の持つ効果をより広範な園芸と医療・福祉との関わりをとらえ、「園芸福祉」として表すこととした。

※一般的な用語の定義

「園芸療法」

医療や福祉の現場で専門的に行われるプログラムの中で、治療やリハビリテーションを目的に、植物及び園芸活動を媒体として応用すること。(アメリカ園芸療法協会)

「園芸福祉」

何らかのハンディキャップを持つ人だけでなく、健常者も含めたすべての人の福祉、すなわち心身の癒し、健康回復や維持・増進、生活の質の向上などを図るために、園芸を媒体として活用する領域とその技術。(九州大学大学院教授松尾栄輔)

○特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会の概要

・特定非営利活動法人としての県認証日 平成 18 年 7 月 24 日

・目的

心身の癒し、健康回復や維持増進、生活の質の向上をもたらすと考えられている園芸の効果により、生きがいを持って生涯現役で暮らすための環境や文化を創造し、地域住民の福祉に寄与するため、広く一般の人々に対し、園芸福祉の普及・啓発・実践・研究に関する事業を行う。

・役員

理 事 長：野尻真(白川病院院長)

理 事：杉本正紀(園芸福祉サポーター)他 7 名

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・園芸福祉サポーターを新たに養成するなど、より多くの施設や活動の場で広域に活躍できるよう支援する。
- ・NPO法人岐阜県園芸福祉協会を中心とした住民活動として園芸福祉が定着する仕組みを構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時 点)	目 標	達成率
新たに認定する園 芸福祉サポーター 数	0人 (H25)	85 (H27 ~H29)	15人 (H30)	76人 (R1)	累計 300人 (R2)	58.6%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ◇園芸福祉サポーター養成講座の開催
 - ・学生用養成講座
会 場 東海学院大学 西キャンパス 新1号館
開催日 令和2年 9月23日(水)
 - ・一般用養成講座（中濃・東濃・飛騨地域対象）
会 場 花フェスタ記念公園 花トピア2階研修室
開催日 令和2年 10月30日(金)
 - ・一般用養成講座（岐阜・中濃・西濃地域対象）
会 場 東海学院大学 西キャンパス 新1号館
開催日 令和3年 2月19日(金)
- ◇園芸福祉サポーター養成講座の参加人数 80人（予定）
- ◇園芸福祉サポーター活動状況調査の実施

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

園芸福祉サポーターの活動の場の拡大を支援するため、実践的な活動を身に着けるための研修会を実施、学生サポーターモデル事業により、技術の向上とサポーターとしての自覚を促すことができた。また、各種イベント等と連携して効果的なPR活動を行った。さらに、学生用の園芸福祉サポーター養成講座によりサポーター数が増加した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

県の条例に沿った内容であり、福祉による効果・効用が認められ、福祉施設や病院等で園芸福祉活動の需要が拡大しているため、より資質の優れた園芸福祉サポーターが必要となっている。

○

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

令和2年度9月1日時点で園芸福祉サポーターの人数は343人となり、効果は得られている。

○

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

福祉施設やサポーター間の連携を強化することにより、効果が上がるよう努める。

○

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

住民活動としての園芸福祉を定着させるため、市町村、施設や病院等との連携を図る必要がある。また、園芸福祉活動を広め、活動の場を拡大するため、新たに園芸福祉に取り組む施設を開拓し、サポーターの資質向上を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

岐阜県花きの振興に関する条例、清流の国ぎふ花き振興計画に基づき、園芸福祉活動を推進する。花きの効果・効用をPRすることで、花きの活用場面を拡大し、花きの振興と消費拡大を推進する。

他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	